

平成26年度事業計画

平成26年4月1日から平成27年3月31日まで

1 基本方針

本事業計画は、公益社団法人へ移行してからの最初の年度を通じての事業計画となります。

公益法人には、税制上の優遇措置がある一方、特例民法法人であった時とは比較にならないほどの責任が課せられております。

本協会では、このことを十分に自覚し、「不動産の表示に関する登記手続の円滑な実施に資し、もって不動産に係る国民の権利の明確化に寄与する。」という目的達成のため、下記に掲げる事業を実施していきます。

2 公益目的事業

(1) 公共嘱託登記に係る受託事業

本協会の根幹となる事業であり、官公署等が実施する公共事業の円滑な実施を促進し、地域の健全な発展に貢献する。

(2) 地図整備の促進等に係る受託事業

登記所備付地図作成作業に積極的かつ迅速に取り組む。

(3) 境界標埋設事業

不動産に係る国民の権利の明確化に寄与するため、境界に永続性のある境界標を埋設する。

(4) 登記の現状に関する情報提供、登記制度の普及啓発事業

官公署等への境界や公共嘱託登記に関する知識の普及啓発並びに情報提供
災害時（激甚災害の指定を受けた範囲）における登記事務支援活動

3 総務関係

(1) 公益法人としての組織の確立

(2) 定款及び諸規則・諸規程の周知徹底

(3) 公益法人の役員、社員としての意識改革

(4) 各部会、委員会の開催

(5) 役員研修会の開催

(6) 各地区における社員研修会の開催

(7) 法務局との協議会の開催

(8) 本会・政連・青調との連携

(9) ホームページの更なる充実（一般市民、官公署への啓発、情報公開）

4 経理関係

(1) 公益法人としてのガバナンスに基づいた経理の確立

(2) 公益法人としての適正な予算管理・資産管理に関する検討

5 業務関係

(1) 公益法人としての業務処理体制の更なる確立

(2) 公益法人としての官公署に対する啓発活動

(3) 地図作成作業のガバナンスに基づいた適正な実施